

憎悪と差別の扇動 に対する提案：要 約文書

目次

6つの提案	3
扇動的言論とは.....	4
扇動的言論が引き起こす害悪	5
現在の法律.....	5
表現の自由を保障したうえでの合理的な制限.....	6
法律における問題の特定	6
ワイタング条約の考慮事項.....	7
提案に対するご意見に関する質問	7
悪意のある言動の対象となった場合にできること.....	8
さらに詳しい情報.....	8

法務省 (Te Tāhū o Te Ture) は、憎悪と差別の扇動に関連する法律を改正するための 6 つの提案について、皆様からのご意見を求めています。

1993 年人権法は、人種間不和を扇動 (誘発) する言論を禁じています。また、アイデンティティ的特徴を理由に人を差別することも禁じています。

法務省によるレビュー、および 2019 年 3 月 15 日に発生したクライストチャーチモスクでのテロ攻撃に関する王立調査委員会の勧告を受けて、政府はこれらの保護を強化および明確化するための改正を提案しています。

政府はまた、差別規定に対してより広範な法改正を 2 件提案しています。

アオテアロア・ニュージーランドは多様な国です。政府は、社会的結束を強化し、アオテアロア・ニュージーランドをすべての人にとって安全なものにしたいと考えています。憎悪を煽る言論に対する保護と、差別に対する保護を改善することは、その一助となるでしょう。

表現の自由は、アオテアロア・ニュージーランドにおける重要な価値観です。これは、差別からの解放とともに、1990 年ニュージーランド権利章典法の一部を成すものです。法改正の提案は、これら権利の保護を改善することを目的としており、これには悪意のある言論の対象となった人々が自由に自己を表現できることの保障も含まれています。権利章典法は、他者の権利と利益とのバランスを取りながら、権利に対する正当な制限を認めています。

政府は、原則として 6 つの提案に同意しました。これは、改正に対して前向きである政府の姿勢を示すものです。しかし同時に、法律を改正するかどうか、またどのように改正するかについて最終決定を下す前に、それらが社会の期待を満たすようなものであるかについて十分把握したいと考えています。これらの提案は、今後いただくご意見に応じて変更される可能性があります。

提案は以下のとおりです。要約すると、次のことを目指しています。

- 扇動規定で保護対象となるグループを増やす
- 法律で許可されていない行動を明確にし、法律違反に対する罰則を増やす
- より広範な種類の差別に対して、対象の保護を強化する

現在の法律、改正の提案、およびその理由についてのより詳細な背景は、ディスカッションドキュメントの完全版に記載してあります。「憎悪と差別の扇動に対する提案」は、www.justice.govt.nz/proposals-against-incitement-of-hatred-and-discrimination でご覧いただけます。

ご意見をお寄せください

政府は、提案どおり改正を行うか、一部の改正にとどめるか、または別の対策を講じるかどうかを決定するために皆様からご意見をいただきたいと望んでいます。

ご意見は 2021 年 6 月 25 日から 8 月 6 日まで受け付けています。ご意見は、Citizen Space のウェブサイト <https://consultations.justice.govt.nz> から送信するか、humanrights@justice.govt.nz まで電子メールで送信するか、または Human Rights, Ministry of Justice, SX10088, Wellington まで郵送してください。

機密性や個人情報に関する情報など、ご意見をお送りいただくプロセスの詳細については、当省ウェブサイト www.justice.govt.nz/proposals-against-incitement-of-hatred-and-discrimination に掲載のディスカッションドキュメントを参照してください。

機密性および個人情報の詳細については、ディスカッションドキュメントの 6 ページ目を参照してください。ご意見を送付いただく前に、必ずお読みください。

6 つの提案

<p>提案 1 : 1993 年人権法の扇動規定の文言を改正し、悪意のある言論に対する保護対象を広げる。</p>	<p>現在の扇動規定は、肌の色、人種、または民族や出身国に基づいたグループを対象とした言論にのみ適用されるものです。ヘイトスピーチは、他にも宗教、性別、セクシュアリティ、障害に基づいたグループに向けられています。この提案は、ある特性を持つ人々のグループに対して憎悪が引き起こされた場合に、当該法律が適用され得る特性の範囲を広げるように法律を改正するというものです。これには、人権法第 21 条（ディスカッションドキュメントの付録 1 に記載）で禁止されているその他の差別根拠の一部またはすべてが含まれる可能性があります。この改正において、どのグループを保護すべきかについて、皆様の見解を求めます。詳細については、ディスカッションドキュメントの 17 ページ目を参照してください。</p>
<p>提案 2 : 1993 年人権法における既存の刑事規定を、より明確かつ効果的な 1961 年犯罪法の新たな刑事犯罪に置き換える。</p>	<p>これは、保護対象のグループに対する憎悪を故意に扇動、刺激、維持、または正常化する者が、暴力の扇動を含め、脅迫、虐待、または侮辱することによって法律に違反することになることを意味します。これは、口頭、書面、オンラインなど、脅迫や虐待をどのように行ったかに関係なく適用されます。どのグループを保護する必要があるかについての詳細は、提案 1 をご覧ください。詳細については、ディスカッションドキュメントの 18 ページ目を参</p>

	照してください。
提案3 ：深刻さをよりよく反映するよう、刑事犯罪に対する罰則を増やす。	現在の罰則は、最高3か月の懲役、または最高7,000ドルの罰金です。この提案は、罰則を最高3年の懲役、または最高5万ドルの罰金に引き上げを求めます。詳細については、ディスカッションドキュメントの19ページ目を参照してください。
提案4 ：刑事規定に加えられた改正に一致するように、民事扇動規定の文言を改正する。	これは、民事規定（第61条）における既存の文言に加えて、「憎悪を扇動／刺激、維持、または正常化する」ことを追加するものです。また、同規定を改善できるその他の方法についてのご意見も歓迎します。詳細については、ディスカッションドキュメントの21ページ目を参照してください。
提案5 ：「差別を扇動」することが法律違反となるように民事規定を改正する。	憎悪の扇動に関する規定（提案1を参照）の対象となるグループを差別するよう他者を扇動したり刺激したりすることを禁じるように法律が改正されるようになります。これにより、この種の行動について人権委員会に苦情を申し立てることができるようになります。詳細については、ディスカッションドキュメントの22ページ目を参照してください。
提案6 ：トランスジェンダー、ジェンダーの多様性、およびインターセックスの人々が差別から保護されていることを明確にするよう、人権法の差別の根拠に追加する。	現在、性別を理由に人を差別することは法律違反となります。政府は、これには性同一性、性別表現、性的特徴、またはインターセックスステータスに基づく差別が含まれると考えています。この提案は、これについて法律をより明確にすることを示唆するものです。詳細については、ディスカッションドキュメントの23ページ目を参照してください。

扇動的言論とは

「ヘイトスピーチ」は、アオテアロア・ニュージーランドの法律では使用されていない広義の用語です。一般に、民族、宗教、性的指向などの共通の特徴に基づいて個人またはグループを攻撃する言論として定義されます。

上記6つの提案は、特にグループに対する憎悪を扇動する言論に関連するものです。憎悪を煽る言論とは、共通の特徴に基づいたグループ（1人に向けられるのではなく）に対する敵意をかき立てる虐待的または脅迫的な言論のことを言います。これが、「扇動的言論」、「憎悪の扇動」、「扇動規定」について話す理由です。

これらの提案では、他の形態のヘイトクライムを対象としていません。これらの提案で網羅されていない関連事項の詳細については、ディスカッションドキュメントの 25 ページ目を参照してください。

扇動的言論が引き起こす害悪

憎しみを煽る言論は重大な害を引き起こします。対象となるコミュニティに悪影響を及ぼし、暴力につながる可能性があります。憎しみを扇動することは、気分を害するとともに社会的包摂を妨げることによって、私たちの社会に損害を与えます。それは、アオテアロア・ニュージーランド全土におけるすべてのコミュニティに不信と分裂を広め得るものです。

憎悪の扇動に対する保護を改善することは、コミュニティの安全を促進し、この種の言動は有害であるという私たちの社会の見方を強化します。

国際人権条約では憎悪を煽ること自体も禁じられているため、法律を改正することで国際的な人権義務を果たすことができるようになります。

現在の法律

1993 年人権法には、刑事規定と民事規定が含まれています。民法制度は、個人、組織、場合によっては地方政府または中央政府の間の私的な紛争を対象とするものです。刑法制度は、法律に違反した者を罰することにより、より深刻および有害な行為を特定し、禁止することを目的としています。

民事規定（第 61 条）に基づき、次の 2 点の条件を満たすような言葉の使用、公開、放送、配布は書面、口頭に関わらず法律に違反します：

1. 脅迫的、虐待的または侮辱的
2. 肌の色、人種、民族または出身国に基づいて、敵意を扇動したり、軽蔑したりする可能性があるもの

誰かが違法なことをしたと思ったときに、誰でも人権委員会に苦情を伝えることができます。

刑事規定（第 131 条）は、次のすべての条件を満たすような言葉の使用、公開、放送、配布により人種間の不和を扇動することは、書面、口頭に関わらず刑事犯罪であると述べています：

1. 脅迫的、虐待的、または侮辱的
2. 肌の色、人種、民族または出身国を理由に、敵意や悪意を刺激したり、グループを軽蔑したり嘲笑したりする可能性がある
3. そのような敵意、悪意、軽蔑または嘲笑を刺激することを目的としている

この違反は、最高 3 か月の懲役、または 7,000 ドルの罰金に処せられます。

表現の自由を保障したうえでの合理的な制限

表現の自由は私たちの社会の基礎ですが、それは言いたいことを何でも言ってもよいという権利があるという意味ではありません。権利章典法のすべての権利および自由と同様、表現の自由の権利は、自由かつ民主的な社会で正当化できるような方法で、法律によって制限される可能性があります。

現在の扇動規定は、表現の自由に対する正当な制限を規定しています。それらは、罰則の厳しさに関して悪意のある言論の深刻さを考慮するというバランスの取れたアプローチを採っています。扇動規定は、「異なる民族のグループで構成される社会は効果的に機能できない」と他者に信じさせる言論を対象としています。この種の言論は、人々を互いに敵対させ、コミュニティ間の分離を生み出すことを目的とするものです。

このような態度は人権やアオテアロア・ニュージーランドの民主的価値観と両立しないため、法律によりこのような態度の扇動を違法としています。このような態度は、一部のグループはその共通の特徴（民族性、宗教、性的指向など）のために、他のグループよりも価値が低いという考えに基づいているものです。これらのグループが同等の権利を持つべきではないという考えや、同じように扱うべきでなく社会全体から排除されるべきという考えも同様です。

これらの提案は、言論を犯罪化するための基準を下げたり、重要な課題についての開かれた議論を妨げたりするものではないことに注意することが重要です。

法改正に関する提案の目標は、すべての人の権利が保護され、すべての人が恐れることなく自己を表現できるようにすることです。

法律における問題の特定

法務省は、2019年に法律の見直しを実施し、いくつかの問題を特定しました。2019年3月15日のクライストチャーチモスクにおけるテロ攻撃に関して調査を行った王立調査委員会も問題を特定し、改正を提案しました。

そこで、3つの重要な課題が特定されました。

1. 刑事規定および民事規定双方の文言が不明瞭。王立委員会は、刑事規定の文言を再構成することを推奨。
2. 憎悪を煽る言論の影響を受けているグループは、現在保護されているグループよりも多く存在する。規定の対象は、人種、国籍、民族、肌の色のみに限られている。これらは、人権法第21条に記載されている13の「禁止される差別根拠」のうちの4つにすぎない。
3. 故意に憎悪を煽る行為の深刻さに比べ、刑事犯罪に対する罰則が緩い。

現在の法律でこれらの課題に対処するための6つの提案について、ご意見を求めます。

ワイタンギ条約の考慮事項

ワイタンギ条約（Te Tiriti o Waitangi）は、人権法および原則案における差別に対する扇動規定および保護に関するものです。マオリ人はヘイトスピーチの対象となる可能性があり、現在、「人種」または「民族」を根拠とする扇動条項の対象となっています。これらの提案は、憎悪を煽る言論からマオリなどのグループをより確実に保護することを目指すものです。その他の禁止される差別根拠でもマオリ、たとえばタカタプイ（多様な性別や性的指向を持つマオリ）が保護されるような強化を行います。

提案に対するご意見に関する質問

ディスカッションドキュメントには、すべての提案に関する一般的な質問と、各提案に特化した質問が含まれています。質問は以下のとおりです。

すべての提案に関して、ご意見をまとめていただく際に、次に挙げる3つの質問を目安にお考えください。

- 提案によって生じるリスクや意図しない結果は考えられますか？考えられる場合は、どのようなものでしょうか。
- これらの提案を改善できるポイントはありますか？
- ワイタンギ条約に関して、これらの提案には、ここで言及している以外の課題はあるでしょうか。

提案1に関する質問：

- このように扇動条項を広げることで、これらのグループをよりよく保護できるようになることに同意しますか？
 - どちらのご意見でもその理由をお教えてください。
- どのグループがこの改正によって保護されるべきとお考えですか？
- ヘイトスピーチの対象となっているグループで、この改正によっても保護されていないグループはあると思いますか？

提案2に関する質問：

- このように刑事規定の文言を改正することで、より明確で理解しやすくなることに同意しますか？
 - どちらのご意見でもその理由をお教えてください。
- この提案は、新たな違反の下で違法となるべき行動の種類を捉えると思いますか？

提案3に関する質問：

- この罰則は犯罪の深刻さを適切に反映していると思いますか？
 - どちらのご意見でもその理由をお教えてください。
- 同意しない場合、どの犯罪を適切な比較対象として用いる必要がありますか？

提案4に関する質問：

- 第61条（民事規定）でこの文言を改正することを支持しますか？
 - どちらのご意見でもその理由をお教えてください。

- 民事規定における現在の文言の他の部分を改正する必要があると思いますか？

提案 5 に関する質問：

- 第 61 条における差別の扇動の禁止を含めて支持しますか？
 - どちらの場合もその理由をお教えてください。

提案 6 に関する質問：

- この用語は適切だと思いますか？
- この提案は、人権法の下で差別から保護されるべきグループを十分に網羅していると思いますか？
- この提案は、タカパイなど特定文化の性同一性を適切に保護していると思いますか？

悪意のある言動の対象となった場合にできること

安全が脅かされていると感じた場合は、警察まで連絡してください。緊急の場合は、111 まで電話してください。現状危険にさらされていない場合は、105 まで電話してください。

人権委員会がどのように支援できるかについては、<https://www.hrc.co.nz/enquiries-and-complaints/how-make-complaint/>を参照してください。

人種的嫌がらせについての情報：

<https://www.hrc.co.nz/enquiries-and-complaints/faqs/racially-offensive-comments/>

オンライン上の嫌がらせの場合：<https://www.netsafe.org.nz/>

ご自分の気持ちについて誰かと話したい場合は、1737 までお電話またはテキストメッセージで連絡してください。

さらに詳しい情報

ディスカッションドキュメント全文はこちらからご覧いただけます：

www.justice.govt.nz/proposals-against-incitement-of-hatred-and-discrimination

詳細については、法務省（Te Tāhū o Te Ture）のウェブサイトでもご覧いただけます：

www.justice.govt.nz/proposals-against-incitement-of-hatred-and-discrimination

